

| 令和5年第1回江北町議会（臨時会）会議録 | | | | | | |
|--|-----------|-------------------|-----|------------|-----------|----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和5年1月20日 | | | | | |
| 招 集 場 所 | 江 北 町 議 場 | | | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 言 | 開 会 | 令和5年1月20日 午前9時00分 | | | | 議長 西原 好文 |
| | 閉 会 | 令和5年1月20日 午前9時16分 | | | | |
| 応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出 欠 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出 欠 |
| 出席 10名 欠席 1名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張 | 1 | 石 津 圭 太 | ○ | 6 | 三 苫 紀 美 子 | ○ |
| | 2 | 江 頭 義 彦 | ○ | 7 | 池 田 和 幸 | ○ |
| | 3 | 金 丸 祐 樹 | × | 8 | 吉 岡 隆 幸 | ○ |
| | 4 | 井 上 敏 文 | ○ | 9 | 湊 上 正 昭 | ○ |
| | 5 | 坂 井 正 隆 | ○ | 10 | 西 原 好 文 | ○ |
| 会議録署名議員 | 5 番 | 坂 井 正 隆 | 6 番 | 三 苫 紀 美 子 | 7 番 | 池 田 和 幸 |
| 地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名 | 町 長 | 山 田 恭 輔 | ○ | 地域振興課長 | 武 富 元 | ○ |
| | 副 町 長 | 山 中 秀 夫 | ○ | 基盤整備課長 | 大 島 浩 二 | ○ |
| | 教 育 長 | 吉 田 功 | ○ | 会 計 室 長 | 山 崎 久 年 | ○ |
| | 総務政策課長 | 山 中 博 代 | ○ | こども教育課長 | 坂 元 弘 睦 | ○ |
| | 町民生活課長 | 吉 原 和 彦 | ○ | 幼児教育センター所長 | 西 村 真 由 美 | ○ |
| | 健康福祉課長 | 一ノ瀬 和 義 | ○ | 学校づくり推進室長 | 本 村 健 一 郎 | ○ |
| 職務のため議場に出席 した者の職氏名 | 議会事務局長 | 武 富 和 隆 | | | | |
| | 書 記 | 百 武 久 美 子 | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

議 事 日 程 表

▽令和5年1月20日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 令和4年度江北町一般会計補正予算（第8号）

午前9時 開会

○西原好文議長

おはようございます。皆様にお知らせいたします。金丸議員より欠席の届出がっております。

出席議員は9名で、議員定数の半数に達しております。よって、令和5年第1回江北町議会臨時会は成立しましたので、開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において5番坂井正隆君、6番三苫紀美子君、7番池田和幸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3～第4 議案第1号～議案第2号

○西原好文議長

日程第3．議案第1号及び日程第4．議案第2号を一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

（朗読省略）

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。新年も今日は1月20日、下旬に既になりましたものですから、今さらの感はありますが、こうして議員の皆様方とおそろいでお会いするのは多分初めてかと思しますので、改めてではありますけれども、明けましておめでとうでございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

本日は、急遽ではありましたが、臨時議会を招集させていただきました。

といいますのも、御存じのとおり、国においては最近、矢継ぎ早に子育て支援策を打ち出されております。町としてはそうした国の動きに呼応して、江北町の子育て支援策の充実を図りたいというふうに思っておりまして、今回はそうした関連の一つでありますけれども、関係の条例、また補正予算の議案を提出させていただいているところであります。

それでは、早速ではありますけれども、今回提案をいたしました議案について提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第1号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例についてであります。

妊娠期から出産・子育ての期間を安心して過ごしていただくために、身近な相談支援を行う「伴走型相談支援」と出産・子育てに伴う経済的負担の軽減を図るための「経済的支援」を一体的に実施するために、条例の一部を改正するものであります。

御存じのとおり、我が町におきましては、国に先んじて町独自の取組といたしまして、これまで出生祝金3万円を支給しておりましたけれども、今回、新たな国の取組といたしまして、妊娠届出後に支給をいたします出産応援金5万円、それから、出産後に支給をする応援金5万円、計10万円の取組を新たに始めたいというふうに思っておりますので、こうした子育て支援策については、これもまた町独自ではありますけれども、江北町子育て支援条例という条例を持っておるものですから、今回この改正をさせていただくものであります。

次に、議案第2号であります。令和4年度江北町一般会計補正予算（第8号）です。

今回の補正額は、1,598万3千円を増額し、歳入歳出予算総額を67億1,159万9千円とするものであります。

内容につきましては、先ほど議案第1号で申し上げました新たな子育て支援策に係る予算でありまして、当町が先行して行ってきた取組の拡充策として、妊娠期から出産・産後、育児期まで一貫した伴走型相談支援のさらなる充実を図るとともに、併せて妊婦、子育て家庭の経済的支援に要する給付金等の経費を計上しているものであります。

補正予算の財源としては、言うまでもなく、出産・子育て応援交付金など事業執行における国、県の支出金等となっております。

以上、2議案が本議会で提案をした議案でございますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○西原好文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3. 議案第1号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

おはようございます。

今回、出産・子育て応援交付金という形で国の事業の中でやられると思います。それで、国が3分の2、都道府県が6分の1、市町村が6分の1という形で補助率がなっていると思いますけれども、この中で妊娠届出時において5万円、出産時において5万円ということですが、国の指針を見ると、5万円相当、10万円相当というふうに書かれています。この中身は結局、支給が現金なのか、クーポンなのか、そういうことから来ているのか、その辺をちょっと伺いたいと思いますけど。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

基本的に5万円、5万円を支給するというふうになっております。相当と言われているのは、国の中では商品券等のギフト券でも可能ということで相当というふうに書かれているん

だろうと思っております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、うちのほうとしては現金という形にこの説明書にも書いていなかったもので、その辺はどうですかね。

○西原好文議長

答弁を求めます。一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

江北町では一応現金を支給ということで考えております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第1号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第4. 議案第2号 令和4年度江北町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

事項別明細書のほうで事業の金額の内容が書いてありますけれども、この中で一般財源から268万5千円という支出になっております。片や歳入のほうでは普通交付税からという形になっていきますけど、そここのところの説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

おはようございます。池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

一般財源の分、町のほうが6分の1負担ということでありましてけれども、これについては交付税の措置がされておりますので、普通交付税のほうで充てるということでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、一般財源というより、国のほうから来た普通交付税の中から出したということですよ、結局は。これは、この分じゃなくても、一般のほかの予算に対しても出しているような状況で出しているわけですね。これについて出しているということじゃないわけですよ。その確認ですけど。

○西原好文議長

答弁を求めます。課長、これだけじゃなくて、ほかのやつにも利用しているということでしょう。答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

特段これにというのは、この分というのは国庫支出金のほうを充当するということですが、そのほかの分にも充てられる分ということで、普通交付税のほうを充てているということでもあります。

○西原好文議長

補足説明あるね、課長。

暫時休憩いたします。

午前9時11分 休憩

午前9時14分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

事項別明細書に普通交付税と書いてあるというのは、町の負担分は、当然財源は税収とか、いわゆるほかの財源と同じように普通交付税ということしかないわけですけど、今回新たな事業をするに当たって、税収が増えるわけではないもんですから、当然規定の普通交付税の中で対応させていただきますという意味でありますので、そう御理解をいただければと思います。

私が提案理由で交付金の話をしたのは、今回、国と県から交付金、補助金というのをもらうわけですよ。なので、国と県からの補助金は、その財源は交付金ですというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○西原好文議長

池田議員よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第2号 令和4年度江北町一般会計補正予算（第8号）は原案どおり可決と決しました。

皆さんに御報告いたします。

陳情書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付しております文書表の

とおりであります。

これをもって本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和5年第1回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、令和5年第1回江北町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時16分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年1月20日

議 長 西 原 好 文

会議録署名議員 坂 井 正 隆

会議録署名議員 三 苫 紀美子

会議録署名議員 池 田 和 幸

局 長 武 富 和 隆

書 記 百 武 久美子